

生駒市条例第26号

生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

生駒市自転車駐車場条例（昭和58年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 一時利用料金

自転車等の種類		1日1回につき
自転車		70円
原動機付自転車及び自動二輪車	排気量90cc以下のもの	100円
	排気量90ccを超えるもの	120円

備考 この表の利用料金の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

2 定期利用料金

駐車場の名称	自転車等の種類	市内在住者				市外在住者				
		学生		一般		学生		一般		
		1月	3月	1月	3月	1月	3月	1月	3月	
生駒駅前自転車駐車場及び生駒駅前第2自転車駐車場	自転車	1,400円	3,800円	1,500円	4,100円	1,600円	4,400円	1,700円	4,600円	
	原動機付自転車及び自動二輪車	排気量90cc以下のもの	2,000円	5,400円	2,100円	5,700円	2,200円	6,000円	2,300円	6,300円
		排気量90ccを超えるもの	2,400円	6,500円	2,600円	7,100円	2,700円	7,300円	2,800円	7,600円
生駒駅南自転車駐車場	自転車	1,200円	3,100円	1,300円	3,300円	1,300円	3,300円	1,400円	3,600円	
	原動機付自転車	排気量90cc以下のもの	1,800円	4,600円	1,900円	4,900円	1,900円	4,900円	2,000円	5,200円

付自転車及び自動二輪車	cc以下のもの	円	円	円	円	円	円	円	円
	排気量90ccを超えるもの	2,100円	5,400円	2,200円	5,700円	2,200円	5,700円	2,400円	6,200円

備考

- 1 「市内在住者」とは、市内に住所を有する者をいう。
- 2 「市外在住者」とは、市内在住者以外の者をいう。
- 3 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校又はこれらに類するものとして市長が認める施設に通学し、又は通園している者をいう。
- 4 「一般」とは、学生以外の者をいう。
- 5 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市自転車駐車場条例の規定は、平成27年10月1日以後に徴収する利用料金（生駒市自転車駐車場条例第6条に規定する利用料金をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に徴収する利用料金については、なお従前の例による。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- 3 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成25年12月生駒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第17条中生駒市自転車駐車場条例別表の改正規定を次のように改める。

別表の1の表中「120円」を「130円」に改め、別表の2の表中「1,400円」を「1,430円」に、「3,800円」を「3,870円」に、「1,500円」を「1,530円」に、「4,100円」を「4,180円」に、「1,600円」を「1,630円」に、「4,400円」を「4,480円」に、「1,700円」を「1,730円」に、「4,600円」を「4,680円」に、「2,000円」を「2,040円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「2,100円」を「2,140円」に、「5,700円」を「5,800円」に、「2,200円」を「2,240円」に、「6,000円」を「6,110円」に、「2,300円」を「2,340円」に、「6,300円」を「6,420円」に、「2,400円」を「2,440円」に、「6,500円」を「6,620円」に、「2,600円」を「2,650円」に、「7,100円」を「7,230円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「7,300円」を「7,430円」に、「2,800円」を「2,850円」に、「7,600円」を「7,740円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「3,100円」を「3,160円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「3,300円」を「3,360円」に、「3,600円」を「3,670円」に、「1,800円」を「1,830円」に、「1,900円」を「1,930円」に、「4,900円」を「4,990円」に、「5,200円」を「5,300円」に、「6,200円」を「6,310円」に改める。